

第2回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

出資団体改革等の推進について ～個別団体の現状と課題、その対応方針～

(福祉部)

令和5年8月30日(水)

○団体名 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団

1 現状

(1) 法人の概要

- 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、県が設置する「あすなろの郷」の指定管理者として運営の委託を受けるとともに、自ら社会福祉施設を運営し、またこれらに必要な付帯事業を実施しており、県民の福祉の向上に寄与している。
- 平成14年度から経営の指針となる「中期経営計画」を概ね5年ごとに策定し、その計画を基本とし、県の財政的関与の縮減、施設管理の見直しと経営の効率化、自主・自立した運営の実現を目指し経営改革に取り組んできた。

所在地	水戸市杉崎町 1460 番地	設立年月日	昭和 39 年 10 月 5 日	
代表者	理事長 中島 敏之（常勤）	基本財産	10,000 千円（県 100%）	
設立目的	県が設置する社会福祉施設の運営を受託するとともに、自ら社会福祉施設を運営し、また、これらに必要な付帯事業を行うことにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。			
主な事業	あすなろの郷の管理運営事業（指定管理の受託） ※指定管理期間：平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月	2,852 百万円	(89.1%)	
	福祉サポートセンターあすなろ（グループホーム、通所事業所等） 及び本部運営事業 ※グループホーム：15 カ所、定員 66 人	350 百万円	(10.9%)	
	法人全体計（R4 年度実績）	3,202 百万円	(100.0%)	
役員数	役員：9 人（常勤 2 人、非常勤 7 人） ※県福祉部長が理事に就任			
職員数 （R5.7.1 現在）	正規職員：232 人（管理職 34 人、一般職 198 人） ※県派遣職員 3 人（事務 1、医師 2）を含む。 非正規職員：168 人（嘱託職員 108 人、臨時職員 60 人） 合計：400 人			

(2) 県の人的関与の状況

○ 県からの派遣職員については、事務局長1人と医師2人（令和5年7月1日現在）。なお、職員総数については、主な事業であるあすなろの郷の入所者数の減少に伴い支援員数等の削減を行っている。

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5-H26	
職員	429	420	422	425	432	420	426	418	414	400	△29	
	県派遣 (比率)	4 (0.9%)	4 (1.0%)	4 (0.9%)	4 (0.9%)	4 (0.9%)	3 (0.7%)	3 (0.7%)	4 (1.0%)	4 (1.0%)	3 (0.8%)	△1
	県OB (比率)	0 (-)	±0									
(うち正規)	251	254	252	257	245	243	243	243	240	232	△19	
	県派遣 (比率)	4 (1.6%)	4 (1.6%)	4 (1.6%)	4 (1.6%)	4 (1.6%)	3 (1.2%)	3 (1.2%)	4 (1.6%)	4 (1.7%)	3 (1.3%)	△1
	県OB (比率)	0 (-)	±0									
(うち非正規)	178	166	170	168	187	177	183	175	174	168	△10	
	県派遣 (比率)	0 (-)	±0									
	県OB (比率)	0 (-)	±0									

※各年度7月1日現在の職員数

(3) 県の財政的関与の状況

- 補助金（本部運営費に係る補助）については、毎年、事務経費の5%削減に努め、令和4年度は、平成26年度と比べて4百万円の削減。一方、令和元年度から新たに触法障害者への支援について県から受託。
- あすなろの郷の指定管理料のうち県費負担額について、令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い短期入所等の利用や障害福祉サービス報酬等の収入が減少した一方で、入所者の感染防止対策等に経費がかさんだため増加。

(単位：百万円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H26
補助金※1	52	51	50	48	48	50	49	46	48	△ 4
指定管理料※2	3,098	3,018	2,835	3,049	2,958	2,908	2,817	2,879	2,852	△ 246
うちあすなろの郷分	3,041	2,963	2,780	2,994	2,903	2,908	2,817	2,879	2,852	△ 189
委託料※3	—	—	—	—	—	5	9	11	11	+ 11
合計※4	3,150	3,069	2,885	3,097	3,006	2,963	2,875	2,936	2,911	△ 239

※1：本部運営費（本部役職員人件費及び事務費）に係る補助。

※2：こどもの城（H30まで）及びあすなろの郷の指定管理。

※3：触法障害者への支援に関する事業の受託。

※4：県からの貸付金又は損失補償、債務保証はない。

[あすなろの郷の指定管理における県費負担額]

(単位：百万円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H26
指定管理料	3,041	2,963	2,780	2,994	2,903	2,908	2,817	2,879	2,852	△189
内訳	障害福祉サービス報酬等※	2,654	2,677	2,664	2,643	2,601	2,578	2,507	2,485	△169
	県費負担額	387	286	116	351	302	330	372	367	△20

※障害福祉サービスを提供した場合に施設に対して支払われる公費。

(4) 決算状況

○ 事業団は、平成 26 年度以降、経常増減（平成 28 年度を除く。）及び年度末現在での正味財産ともにプラスであり、財務的には概ね健全な状況。

(単位：百万円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H26
経常収益	3,662	3,481	3,194	3,425	3,312	3,252	3,170	3,264	3,224	△438
経常費用	3,432	3,412	3,292	3,406	3,292	3,202	3,155	3,232	3,202	△230
経常増減※1	230	69	△ 98	19	20	50	15	32	22	△208
正味財産※2	555	624	526	545	565	615	632	663	686	+131

※1：当該年度の経常収益から経常費用を差し引いた金額。

※2：当該年度末の資産から負債を差し引いた正味財産の金額。

(5) 平成 26 年県出資団体等調査特別委員会からの提言及び対応状況

提 言 内 容	対 応 状 況
○ あすなろの郷の運営費における県費負担額については、県の政策的な負担を引き続き抑制するよう取り組むべき。	○ 業務の効率化による人員削減、事務費の節約等により、県費負担額の抑制に引き続き取り組んできた結果、第 2 次中期経営計画（H26～H30）及び第 3 次中期経営計画（R1～R5）における年度別の県費負担目標額である 404 百万円に対して、令和 4 年度の実績は 367 百万円となっており、目標を達成している。（3 ページ参照）

提 言 内 容	対 応 状 況
<p>○ あすなろの郷については、県立施設としての必要規模や建て替えによる施設の集約化の検討と併せて、<u>民間法人の活用なども視野に入れた施設管理の見直しについても検討を行い、経営の効率化を図るべき。</u>その際、障害者の就労支援などの観点からも、民間活力の導入も視野に、障害者が生きがいをもって生活できる環境づくりについて検討すべき。</p> <p>○ あすなろの郷の建て替えについては、入所困難度に地域差があることから、圏域内で分散配置ができないかなど、県の障害福祉計画全体の中で検討していくべき。</p>	<p>○ あすなろの郷の建て替えについては、県立施設の果たすべき役割とそれに基づく施設の機能や規模、民間法人の活用について検討し、令和元年10月にあすなろの郷再編整備計画を策定するとともに、保護者等の不安に対応するため、令和2年12月に一部を変更した。(6ページ参照)</p> <p>○ 当該計画では、県は民間事業者において処遇困難な最重度の障害者への支援に特化するとともに、民間事業所との連携・協力体制を確保しつつ、地域移行の推進や在宅障害者の支援強化等に取り組むこととしている。</p> <p>○ なお、現在、当該計画を基に施設の再編整備事業を進めており、今後、障害者がそれぞれの状況に応じて生きがいを持って生活できる環境の整備を進めていく。</p>
<p>○ 社会福祉事業に集約化するなど必要な業務への人材等の集中的な投入や事務部門の合理化、組織のスリム化などにより、<u>自主・自立した運営を目指すべき。</u></p>	<p>○ 社会福祉事業に集約化すべきとの意見を受け、平成30年度末で「こどもの城」の指定管理業務の受託を終了した。</p> <p>○ 今後とも経営資源の選択と集中を進め、自主・自立した運営が図られるよう指導していく。</p>
<p>○ あすなろの郷は、民間施設の模範となるよう施設を管理運営していくとともに、民間施設での支援が難しい障害者への専門的支援などの役割を果たしていくべき。</p>	<p>○ 民間施設の模範となるよう法令・諸規則を遵守し、公正かつ適正な経営に努めるとともに、民間施設では処遇困難な最重度の障害者を受け入れるセーフティネットとしての役割を果たしている。また、職員の資質及び職務能力向上を図るための研修会を開催し、専門性の高い人材の育成と支援体制の強化に取り組んでいる。</p>

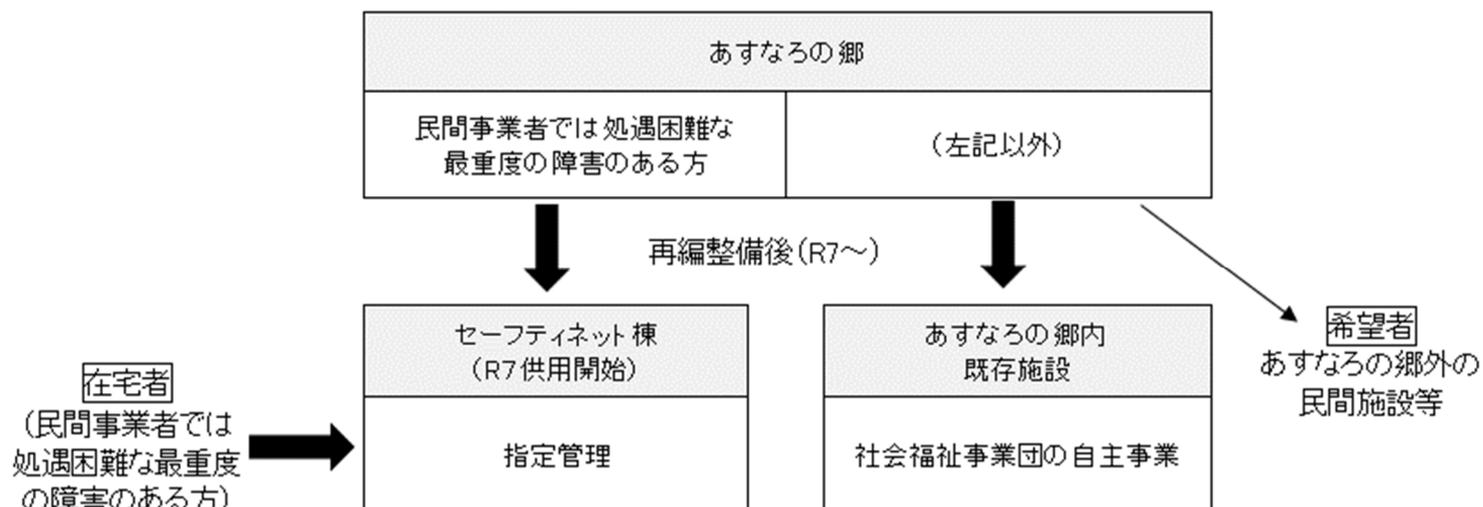
2 課題

(1) 自主・自立した運営

- 平成26年県出資団体等調査特別委員会における「自主・自立した運営を目指すべき」との提言を踏まえ、これまで「こどもの城」の指定管理業務の終了など、経営資源の選択と集中を進めるとともに、事務部門の合理化や組織のスリム化に取り組んできた。
- 令和7年度からは、あすなろの郷再編整備計画に基づき、民間事業者では処遇困難な最重度の障害者が入所する「県立施設（セーフティネット棟）」と、それ以外の方が入所する「事業団の自主事業（既存施設）」に分かれ、自主事業については、事業団が一社会福祉法人として独立採算で運営していくこととなることから、より自立した運営が必要である。

[あすなろの郷再編整備計画]（令和元年10月策定、令和2年12月一部変更）

- ・計画では、県と民間との役割分担の考え方にに基づき、県は民間事業者では処遇困難な最重度の方への支援に特化し、それ以外の方の支援には民間活力を導入するとして、規模や基本的機能など整備の方向性を整理。
- ・新たに整備する県立施設（セーフティネット棟）は、令和7年度からの供用開始を予定（令和5年7月から建築工事開始）。



- また、入所者の心身機能の低下など高齢化・重度化が進んでおり、それらに配慮した支援の実施が必要になっている。また、強度行動障害を抱える入所者への対応には、障害特性を深く理解したうえで適切な支援を実施し、問題行動の軽減を図る必要があり、こうした支援に対する専門知識と高い支援技術を持つ職員の確保が求められる。

[入所者の高齢化状況（入所者全体に占める年齢区分別入所者の割合）]

年齢区分	H21. 3. 31 現在	R5. 3. 31 現在	R5-H21
60 歳～	16.2%	35.1%	+ 18.9%
30 歳～59 歳	71.5%	61.3%	△ 10.2%
～29 歳	12.3%	3.6%	△ 8.7%

[入所者の障害支援区分の状況（入所者全体に占める障害支援区分別入所者の割合）]

障害支援区分	H21. 3. 31 現在	R5. 3. 31 現在	R5-H21
障害支援区分 6	51.4%	80.5%	+ 29.1%
障害支援区分 5	37.5%	15.9%	△ 21.6%
障害支援区分 4	11.1%	3.6%	△ 7.5%

※障害支援区分：障害の特性や状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を示すもの。障害支援区分 6 は必要とされる支援の度合が最も高い。

- このような中、少子高齢化による担い手不足に伴い、福祉分野においてはより一層の人手不足が進むと予想され、入所者の障害特性等に応じた適切なサービスを提供していくためには、安定的な人材の確保と育成が必要となる。
- こうした状況を踏まえ、事業団において自主的判断に基づき、効率的・効果的な施設運営を行うとともに、人材の確保に向けた処遇改善等に取り組む必要がある。

(2) 県の財政的関与の縮減

- 平成 22 年県出資団体等調査特別委員会における「あすなろの郷の運営費における県費負担額の抑制」として「平成 23 年度までに 6 億円まで削減」との提言を踏まえ、事業団では、業務の効率化による人員の削減、事務経費の節約などにより、平成 23 年度までに 6 億円まで削減する目標を達成（H23 年度県費負担額：330 百万円）。
- また、平成 23 年度以降、令和 3、4 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う入所者の感染防止対策等により県費負担額が増えたものの、概ね横ばい傾向。
- 今後も、サービスの向上に努めつつ経営の効率化を図ることにより、県費負担額の削減に努めていくことが必要である。

[あすなろの郷の指定管理における県費負担額] (一部再掲)

(単位：百万円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
県費負担額	772	657	330	180	329	387	286	116	351
年度	H30	R1	R2	R3	R4				
県費負担額	302	330	266	372	367				

3 対応方針

(1) 自主・自立した運営

- 事業団は、これまでの県出資団体等調査特別委員会からの提言や、あすなろの郷再編整備計画を踏まえた施設運営を行うにあたり、自主的判断に基づく効率的・効果的な施設運営と人材の確保に向けた処遇改善等に取り組むため自立化する（県出資金1千万円を返還）。
- また、あすなろの郷の再編に合わせた運営体制や給与体系の見直しなど、その事前準備等のため早期に県に出資金を返還し自立化する。
- なお、令和7年度に新たに整備される県立施設（セーフティネット棟）の管理運営を行う場合についても、サービスの向上に努めつつ、引き続き経営の効率化を図ることにより、県費負担額の縮減に努めていく。

[自立化後の対応]

- ・ 迅速な経営判断による効率的な施設運営、独立採算による自主事業の展開
- ・ 職員の処遇改善（処遇改善加算制度^{*}を導入し、非正規職員の賃金改善をはじめ給与体系の見直しを実施）
※処遇改善加算制度とは、キャリアパスや職場環境の改善などの一定要件を満たす事業所に対して賃金改善のための加算額を支給する制度
- ・ 入所者の障害特性等に応じた柔軟かつ迅速な人材確保
- ・ 県からの人的・財政的関与の縮減（派遣職員（事務）の引上げ、運営費補助金の廃止）

[自立化に向けた主なスケジュール]

- ・ 令和5年5月 理事会の承認
- ・ 同 6月 評議員会の承認
- ・ 同 7月 事業団から県へ出資金返還の申請（基本金取崩し承認申請書の提出）→承認の上、出資金返還
- ・ 同 10月 事業団の自立化

(2) 今後の経営計画

- 事業団の自主事業における今後の経営計画について、新たに整備する県立施設（セーフティネット棟）入所対象者以外の方を全員受け入れた上で、概ね安定した事業収支が見込めることを確認している。

[今後の経営計画] (単位：百万円)

年度	R7	R12 頃
入所者数	200 人	160 人
収入 A	1,144	918
支出 B	1,126	916
収支 A-B	18	2

(3) 自立化後の県の指導等

- 自立化後は出資法人等指導監督基準の対象外となり、指導監督に係る事前協議や実地検査等が不要となる。
- ただし、他の社会福祉法人と同様、関係法令に基づき指導・監督を行う。
- また、あすなろの郷の指定管理者として指定管理に係る基本協定書に基づき、必要に応じて指定管理業務に係る指導等を行うとともに、指定管理による財政的援助団体等として監査を行う。

4 周辺への影響とその対応

- 事業団の自立化については、あすなろの郷再編整備計画を踏まえて、これまでの県立施設から事業団の自主事業へ運営体制のみを変えるものであり、入所者等へのサービスの提供はもちろん、直接サービスを提供する支援員の就労環境等にも大きな変化はない。
- また、他の障害者福祉サービス事業所についても影響はない。